

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課

産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号				
手続名	協業組合に対する必要な措置の命令	根拠条項	第5条の23第6項				
処分基準	<p>第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定による協業組合への必要な措置の命令については、第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の4の規定により報告を徴し、又は第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項若しくは第105条の4の規定により検査をした場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	目次NO